



令和4年11月1日
十日町市防災安全課

「令和4年度十日町市総合防災訓練」を実施します

市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、総合防災訓練を実施します。
なお、今回の訓練では、あらゆる状況に対応できるよう冬期の地震を想定するとともに、コロナ対策として密を避けるために2日間に分けて下記のとおり行います。

記

1 訓練日時・会場

<1日目>

日時：令和4年12月4日（日） 午前8時30分～午前11時00分

会場：市指定一般避難所（川治・六箇地区、中条地区の一部）

<2日目>

日時：令和4年12月21日（水） 午後2時00分～午後3時30分

会場：本庁大会議室、市指定一般避難所（1日目実施地区以外）

2 訓練項目等 ※詳細は添付資料をご覧ください

実施日	訓練項目等
12月4日（日）	①緊急情報伝達訓練（防災行政無線・各種メール市内一斉配信） ②安否確認訓練及び避難経路確認（住民避難訓練） ③避難所開設訓練 ※市職員のみ ④避難所開設研修会 ※市職員と自主防災組織の合同
12月21日（水）	①災害対策本部設置・運営訓練 ②避難所開設訓練 ※市職員のみ

3 訓練要点

○住民参加型訓練と災害対策本部設置・運営訓練を2日間に分けて実施。
○防災行政無線、十日町あんしんメール、携帯電話『エリアメール』（NTTドコモ）・『緊急速報メール』（au、ソフトバンク）を作動させ、緊急情報伝達訓練を行います。特に『エリアメール』と『緊急速報メール』については、実施時刻（午前8時30分予定）に、市内サービスエリアにある携帯電話（スマートフォン含むサービス対応機種）が一斉に鳴動し、訓練情報が配信されますので、市民の皆さまには事前にご承知いただくとともに、訓練へのご理解とご協力をお願いいたします。

（次のページあり）

4 添付資料 令和4年度十日町市総合防災訓練実施計画

■お問合せ先

十日町市 総務部 防災安全課

担当：小林、渡邊 ☎025-757-3197

令和4年度十日町市総合防災訓練実施計画

1 目的

災害対策基本法第48条及び十日町市地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練を実施し、大規模災害時における円滑な防災活動を期するため、防災関係機関相互の緊密な連絡体制を構築する。併せて住民の防災意識の高揚を図り、安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

2 実施方針

地元の自主防災組織等との協働に重点を置き、降雪期に災害が発生した際の、地区避難所への経路確認を実施する。また、市避難所担当職員と合同で避難所開設訓練を行う。

なお、訓練実施による成果や課題等については、自主防災組織等と共有を図る。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認訓練及び最寄りの地区避難所までの避難経路確認
- (2) 市避難所担当職員と合同避難所開設訓練
- (3) 市災害対策本部運営訓練 ※別日で実施。

3 実施日時

- (1) 住民避難訓練等

令和4年12月4日(日) 午前8時30分～午前11時00分

- (2) 災害対策本部運営訓練

令和4年12月21日(水) 午後2時00分～午後3時30分

4 主催

十日町市

5 協力団体(2日目-12月21日)

新潟県(危機対策課)、十日町地域振興局、警察署、自衛隊、十日町市社会福祉協議会、東北電力ネットワーク(株)

6 組織及び事務分掌

十日町市災害対策本部規則による。

7 被害想定

令和5年2月5日(日)午前8時30分、十日町地域を震源とする地震が発生し、十日町市役所では震度6弱を、各支所では震度5強を観測した。

地震による被害は十日町市全域におよんでいる模様。主な被害として、住民より、家屋などに被害が発生していることや、降雪期であるため雪崩などによる通行できない道路があるなどの通報連絡が続いているため、継続して被害の全容を確認する必要がある。

死傷者について、発災時点で消防本部に数件の救助要請等の通報があるものの、死者は確認されていない状況である。道路・水道等のライフラインについては関係機関等による確認作業が続いている。

十日町市では発災と同時刻に、市長を本部長とする災害対策本部を市役所に設置する。災害対策本部では、指定避難所の開設及び被災状況を把握するとともに、災害復旧及び被害の拡大を防止するため応急対策に当たっている。また、自主防災組織及び住民は、けが人の救助及び応急手当に当たっている。

8 訓練項目及びタイムスケジュール

(1) 避難経路確認及び合同避難所開設訓練【12月4日(日)】

No	訓練項目等	訓練時間	所要時間
1	緊急情報伝達訓練 ・十日町市あんしんメール、携帯電話『エリアメール』・『緊急速報メール』による情報伝達訓練 ・高山地域振興会、中条地域振興会単位で防災行政無線により、訓練全般に関する情報伝達。 ・避難所担当職員に対して、避難所開設の指示 (川治・六箇地区、中条地区のみ)	8:30	3分
2	安否確認訓練及び避難経路確認 (高山地区、中条地区のみ) ・自主防災組織等	8:30~9:00	30分
3	避難所開設訓練：職員のみ (川治・六箇地区、中条地区のみ)	8:30~9:30	60分
4	避難所開設研修会 (高山地区、中条地区のみ) ・指定避難所(地区で1箇所)で市職員(防災安全課員)による避難所開設研修会を実施(参加対象：市避難所担当職員、自主防災組織等) ・避難所資機材の活用訓練	9:30~11:00	90分

(2) 災害対策本部運営訓練【12月21日(水)】

1	災害対策本部設置・運営訓練 ・災害対策本部を設置し、災害状況の共有及び災害対策方針に係る意思決定を行う。 ・発災1時間後、6時間後、24時間後、72時間(3日)後、7日後の会議を想定した運営訓練を行う。リエゾンからの情報共有を図る。	14:00~15:30	1時間30分
2	避難所開設訓練(川治・六箇地区、中条地区以外) ・避難所担当職員による開設準備、訓練等 ・開設後、各基幹施設より、災害対策本部事務局(防災安全課)へ開設状況等を報告する。	14:00~15:30	1時間30分

9 訓練の中止

(1) 本訓練は、現に災害が発生し、または発生のおそれがあるときは中止する。また訓練開始後においても同様とする。(中止の判断は、当日午前7時に決定。中止の場合、デジタル同報系防災行政無線で連絡する。)

10 参加対象者

市民：高山地区振興会、中条飛渡地域協議会(中条地区のみ)